

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

問 税務課 ☎(55)7122

▼申告が必要な方／令和6年1月1日現在、個人または法人で事業を営んでいる方のうち、市内に償却資産を所有している方(他の事業者に資産を貸し付けている方を含む)。

▼申告期限／令和6年1月31日(水)

▼申告方法／税務課または各支所へ申告書を提出

▼申告内容／令和6年1月1日現在で所有している全ての償却資産について、資産の所在地を明記し、申告してください。

昨年申告された方は、申告書を郵送しますので、資産の増加および減少分を加除し、申告してください。

◆償却資産申告の対象となるもの(例)

業種別	償却資産対象
共通	受変電設備、外構工事(駐車場舗装、門、塀、緑化施設など)、看板等広告設備、パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、駐車場設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、大型特殊自動車 など
飲食・小売業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、商品陳列棚、レジスター など
医科・歯科業	各種医療用機器(レントゲン設備、手術機器、歯科診療ユニットなど)、ベッド など
農業	農業用機械類、ビニールハウス など
太陽光発電事業	太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く)、フェンス など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、スチーマー、ドライヤー、消毒殺菌機 など
製造業	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、溶接機、業務用配線配管設備 など
不動産賃貸業	機械式駐車設備、自転車置き場、フェンス、ルームエアコン、花壇・緑化施設、太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く) など

種類別	償却資産対象
構築物	受変電設備、外構工事(駐車場舗装、門、塀、緑化施設など)、看板等広告設備 など
機械および装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベルなど建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの種類番号が「0」「00～09及び000～099」の車両) など
船舶	貨物船、遊覧船、ボート、漁船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
車両および運搬具(※)	フォークリフトなどの大型特殊自動車(ナンバープレートの種類番号が「9」「90～99及び900～999」の車両)、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車 など
工具、器具および備品	パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、テレビ、レジスター など

※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラックなどは除く

※エルタックスによる電子申告または独自の様式で申告された方については、申告書を郵送していません。

新たに申告する方や申告書が必要な方は、申告書を郵送しますので問い合わせて先へご連絡ください。

償却資産とは：個人または法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械・装置、工具・器具・備品など(土地・家屋を除く)のこと。

太陽光発電設備について：…事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、発電出力や売電の有無にかかわらず、償却資産として申告が必要です。設置者が個人であり住宅用として使用していて、発電出力が10kW未満の場合は、家庭用とみなしますので、申告は不要です。

※申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

シルバー人材センターの安定的な運営を確保できるよう「適正価格での契約締結」をお願いします

問 シルバー人材センター本所 ☎(24)5588

社会・経済環境などの変化に伴い、シルバー人材センターの様々なコストが年々増大しており運営を大きく圧迫しています。

【コスト増大の要因】

- ①各種材料費などの諸物価の高騰、燃料・電気代などエネルギー価格の高騰
- ②最低賃金の引上げ
- ③インボイス制度の施行
- ④事務費率の引き上げなど

ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

建築相談の運用変更について

問 都市計画課 ☎(55)7126

毎週火曜日の午前中に行っている尾張建設事務所建築課職員による建築相談が令和6年1月から事前予約制へ変更になります。

▼予約期限／相談日の前日正午まで
▼予約方法／窓口(本庁舎2階都市計画課)または電話

▼相談日時／毎週火曜日午前10時～正午(閉庁日を除く)
※1枠30分以内

▼相談内容／市街化調整区域内での新築・再建築などにかかる都市計画法の許可申請など。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられます。正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。今のうちから相続登記に備えましょう！

・制度に関する詳細は

法務省 所有者不明 🔍 で検索

・個別の事案に対するご相談は、司法書士会の「相続登記相談センター」☎0120(13)7832にお問い合わせください。

(月曜日～金曜日 午前10時～午後4時)

・相続登記の手続に関するご案内(ハンドブック)→



(法務局ホームページ)